

## 愛知大学野球連盟 事務分担規程

(事務分担)

第1条 事務分担と委員会組織について、以下のように定める。

- 1 連盟事務は、事務局長が掌理し、常任理事会の下に設置する総務委員会、広報委員会および試合運営委員会が分担する。事務局次長は、事務局長を補佐する。
- 2 連盟加盟校は、各部における前項のいずれかの委員会に所属するものとする。配属については、理事会及び総会で確認する。
- 3 各委員校の任期は、原則として半年間(1月から7月までと8月から12月まで)とする。

(総務委員会)

第2条 総務委員会は、1部、2部、3部の総務担当校で構成し、理事長ならびに事務局長の指示に基づき、次の事務を分担する。

- ① 総会および理事会の案内・会場設営
- ② 開会式および閉会式の案内・運営
- ③ 試合会場での対外者の接待
- ④ チケット販売
- ⑤ その他総務に係わる事務

(広報委員会)

第3条 広報委員会は、1部、2部、3部の広報担当校で構成し、理事長ならびに事務局長の指示に基づき、次の事務を分担する。

- ① パンフレット作成(広告依頼・管理を含む)
- ② 試合記録
- ③ 連盟のホームページの運営
- ④ その他広報に係わる事務

(試合運営委員会)

第4条 試合運営委員会は、1部、2部、3部の試合運営担当校で構成し、理事長ならびに事務局長、審判委員長の指示に基づき、次の事務を分担する。

- ① 球場の確保
- ② 試合日程の作成
- ③ 審判の確認
- ④ 試合の必要品の購入・配備
- ⑤ その他試合運営に係わる事務

(委員会の正副委員長)

第5条

- 1 各委員会に正副委員長を置く。
- 2 正副委員長は、常任理事会で協議し決定する。
- 3 委員長は、必要に応じ、委員会を招集する。

(事務調整)

第5条 各委員会の間で、取り扱い事務に疑義が生じたときは、理事長と事務局長が調整する。

(会計)

第6条 連盟の会計は、事務局長が所掌する。

(規程改正)

第7条 本規程の改廃は、理事会の承認を必要とする。

付則

本規程は、2011年2月20日から施行する(制定)

本規程は、2011年8月27日から施行する。(入れ替え戦の変更に伴う改正)

本規程は、2012年7月1日から施行する。(部制の再編等に伴う改正)

本規程は、2014年1月1日から施行する。(会計の掌握の変更に伴う改正)

本規程は、2016年8月1日から施行する。(各委員校の任期の変更に伴う改正)